議案第３３号

専決処分の承認を求めることについて

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和７年５月１３日提出

鶴ヶ島市長　齊　藤　芳　久

提　案　理　由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日に施行されたことに伴い、緊急に鶴ヶ島市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、同年３月３１日に鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定により、この案を提出するものである。

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項本文の規定により、専決処分する。

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和７年３月３１日

鶴ヶ島市長　齊　藤　芳　久

鶴ヶ島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の鶴ヶ島市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。